

静岡県訓令甲第5号

本 庁
出先機関

静岡県土地改良補助事業検査規程（昭和31年静岡県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 土地改良事業の施行の適正を期するため、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）により<u>補助金</u>を交付する土地改良事業について、規則第13条及び第21条の規定に基づいて行う現地調査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査員)</p> <p>第2条 検査は、知事が指定した<u>吏員</u>（以下「検査員」という。）が行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(検査の場所)</p> <p>第3条 検査は、<u>補助金</u>の交付を受ける団体等（以下「事業主体」という。）の事務所及び工事の現場において行わなければならない。ただし、事務所及び工事の現場以外の場所において検査の目的を達成することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>(検査の通知)</p> <p>第5条 <u>農林水産部長</u>又は農林事務所長は、検査を行うときは、当該事業主体に対し、その旨を、あらかじめ、通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合又は通知の必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(検査の対象及び方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 土地改良事業の施行の適正を期するため、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）により<u>補助金等</u>を交付する土地改良事業について、規則第13条及び第21条の規定に基づいて行う現地調査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査員)</p> <p>第2条 検査は、知事が指定した<u>職員</u>（以下「検査員」という。）が行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(検査の場所)</p> <p>第3条 検査は、<u>補助金等</u>の交付を受ける団体等（以下「事業主体」という。）の事務所及び工事の現場において行わなければならない。ただし、事務所及び工事の現場以外の場所において検査の目的を達成することができると思われる場合は、この限りでない。</p> <p>(検査の通知)</p> <p>第5条 <u>交通基盤部長</u>又は農林事務所長は、検査を行うときは、当該事業主体に対し、その旨を、あらかじめ、通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合又は通知の必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(検査の対象及び方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 工事の検査は、当該工事の状況が補助金の交付の申請（計画内容の変更の承認を受けた場合は、その変更の承認の申請）に係る設計書、図面、仕様書その他の関係書類に適合するかどうかについて行うものとする。

4 （略）
（補則）

第11条 この訓令に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が定める。

3 工事の検査は、当該工事の状況が補助金等の交付の申請（計画内容の変更の承認を受けた場合は、その変更の承認の申請）に係る設計書、図面、仕様書その他の関係書類に適合するかどうかについて行うものとする。

4 （略）
（補則）

第11条 この訓令に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、交通基盤部長が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。